

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 22 年 1 月 19 日現在

担当部・課：地球環境部防災第一課

|  |
|--|
| <p>1. 案件名</p> <p>タイ国防災能力向上プロジェクト フェーズ 2</p>  |
| <p>2. 協力概要</p> <p>(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述</p> <p>DDPM が関係諸機関及び地方行政機関と協力して、防災・災害軽減活動を全国へ普及させることを可能にするための体制の構築・能力の向上をプロジェクト目標とする。具体的には、「防災・災害軽減アクションプラン」、「コミュニティ防災（CBDRM）」、「学校での防災教育」をモデルサイトで実施・改善すること、並びにそれらの活動が全国に普及されるような体制を構築することをアウトプットとして定める。また、これら活動を支援する活動という位置づけで防災アカデミーとも連携し「DDPM 職員を対象とした防災分野の研修改善」も行う。</p> <p>(2) 協力期間</p> <p>2010 年 5 月から 4 年間</p> <p>(3) 協力総額（日本側）</p> <p>約 3.4 億円</p> <p>(4) 協力相手先機関</p> <p>実施機関：内務省防災・災害軽減局（Department of Disaster Prevention and Mitigation: DDPM, Ministry of Interior）</p> <p>実施協力機関：教育省（Ministry of Education: MOE）</p> <p>(5) 国内協力機関</p> <p>プロジェクト開始後、必要に応じて国内支援委員等を委嘱する。</p> <p>(6) 裨益対象者及び規模、等</p> <p>直接裨益対象者：DDPM 職員（約 300 名）及び教員（約 100 名）</p> <p>間接裨益対象者：対象地域の住民</p> |
| <p>3. 協力の必要性・位置付け</p> <p>(1) 現状及び問題点</p> <p>タイ国政府は 2002 年に、防災・災害対策全般について責任を持つ DDPM を内務省内に設置する等、防災・災害対策の強化に取り組んできた。2004 年 12 月のスマトラ島沖地震による大津波でプーケット島などタイ南部を中心に多数の死傷者を出したことで、タイ国内の防災・災害軽減に対する関心がさらに高まった。</p> <p>2006 年、タイ政府は日本に対し、DDPM の防災・災害軽減担当機関としての能力向上及び地方・コミュニティにおける災害対応能力向上を目的とする技術協力プロジェクトと、学校防災教育に係る技術協力プロジェクトを要請した。事前調査において、学校防災教育においても DDPM と教育省が連携することの重要性が確認されたため、2 つの要請を 1 つの技術協力プロジェクトにまとめ、「防災能力向上プロジェクト フェーズ 1」（2006 年 8 月～2008 年 8</p>  |

月)を実施した。中央レベルにおいては DDPM の能力強化及び関係諸機関との連携強化を図り、「防災白書の作成」と「自然災害マネジメント E ラーニング教材の作成」を行った。一方、コミュニティレベルでは災害対応能力向上を目指し、チュンポン県(洪水)、メーホンソン県(地すべり)、プーケット県(津波)の3県をモデルサイトとして、「県レベル・コミュニティレベルのハザードマップ作成」及び「コミュニティ防災(CBDRM)」の能力強化、また、「学校防災教育」手法の導入を行った。

フェーズ1のこれら活動は、新しい組織である DDPM と長い歴史を有する関係諸機関の協力体制のもとに実施され、中央レベルの協力体制は構築されたが、DDPM が強いリーダーシップを発揮して関係諸機関と連携して防災政策を策定・事業化していくことが期待されている。また、フェーズ1の活動は中央レベルとコミュニティレベルでの活動が中心であったため、さらに、その中間にある地方行政(県、郡)を巻き込んでいく必要がある。フェーズ1の成果をタイ国内に普及・展開していくためには、DDPM を中心に中央レベル及び地方レベルの関係諸機関との普及体制の構築が必要である。ここで普及体制の構築とは、「コミュニティ防災(CBDRM)」「学校防災教育」推進事業、及び、継続的な人材を育成するための「研修」事業が、DDPM (DDPM 中央本局・複数の県事務所を所掌する DDPM 地域事務所・DDPM 県事務所)や関係諸機関の通常業務として定着することを意味する。

## (2) 相手国政府国家政策上の位置付け

国家防災・災害軽減法(2007年11月施行)において、DDPM がタイの国家防災に関わる行政機関を一元的に調整する機関であることが明示された。DDPM は、国家防災・災害軽減計画の策定(2009年11月現在国会承認待ち)の他、防災については関係省庁、地方行政(中央行政下に、「県」、「郡」、「ローカル・オーソリティ」、「村」の順で細分化されている)及びその他の関連機関を調整・指導していく役割を担っている。同法において、各県が県防災・災害軽減計画を策定することも義務付けられている。

国レベルの防災・災害軽減計画は、DDPM が策定し、首相または副首相を委員長とする国家防災計画委員会において承認される。当該計画は、災害予防、緊急対応、復旧・復興の3つのステージに亘っており、5年毎に見直すこととなっている。県レベルの防災・災害軽減計画は、県知事を委員長とする県防災委員会が策定・承認することになっている。一方、県の下に位置する地方行政(「郡」、「ローカル・オーソリティ」等)では、防災・災害軽減計画の策定は義務付けられていないものの、災害リスクが高い地域では策定が奨励されており、策定にあたっては一つ上位の行政レベルの計画に順じることとされている。尚、県レベルの防災・災害軽減計画には、県の下に位置する地方行政が整備すべき予警報システムや防災資機材の調達計画、購入手続き等を明記することとなっており、事実上、県より下位の地方行政レベルの防災計画を、一部含む形になっている。

また、「兵庫行動枠組2005-2015:災害に強い国・コミュニティ構築」(以下、「兵庫行動枠組み」)に対応するものとして DDPM が策定した”Strategic National Action Plan (SNAP) on Disaster Risk Reduction 2010-2019”の中では、「各地方行政レベルで防災・災害軽減計画を策定し、当該計画の実施に向けた具体的な活動計画としての“防災・災害軽減アクションプラン”を作成すること」とされている。SNAP では、活動項目ごとに責任機関・協力機関・

達成時期が定められており、活動項目中の「CBDRM」と「研修」では DDPM が主体となり関係諸機関と協力して実施することが定められており、「学校防災教育」については、教育省が主体となり DDPM と協力して行うことになっている。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

防災対応能力強化は、日本政府の「対タイ経済協力計画」（2006 年 5 月）で技術協力の対象とする 2 つの分野のうち、都市問題や水資源を含む「社会の成熟化に伴う問題への対応」に位置づけられる。同経済協力計画の具体的な実施計画である「対タイ事業展開計画」（2009 年 7 月）においても、援助重点分野「社会の成熟化に伴う問題への対応」の中の「環境・防災プログラム」の構成要素として、中央レベル・地方レベルの防災体制の構築・連携強化・施策実施能力強化及び、コミュニティレベルの災害対応能力強化を支援することが明示されている。

また、本プロジェクトの活動を通じて「兵庫行動枠組」における以下の 5 つの優先行動のうち 4 つの優先行動（①、②、③、⑤）の促進が図られる。

【5 つの優先行動】

- ①防災を国、地方の優先事項に位置づけ、実行するための強力な制度基盤を確保する。
- ②災害リスクを特定、評価、観測し、早期警報を強化する。
- ③全てのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用する。
- ④潜在的なリスク要因を軽減する。
- ⑤効果的な対応のための備え、事前準備を強化する。

4. 協力の枠組み

タイの防災行政能力向上のために、DDPM 中央本局と関連省庁の職員、DDPM 地域事務所・県事務所職員及び関連機関の職員に対して、防災・災害軽減計画とそのアクションプランの作成支援ならびにコミュニティ防災・学校防災教育の向上・推進のための支援を行う。モデル 2 県を直接的な支援対象とし、その他 74 県については中央レベルで実施する研修への参加等を通じた間接的な支援対象とする。

〔主な項目〕

(1) 協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

「DDPM が関連機関及び県・地域と協力して、防災・災害軽減行動アクションプラン、コミュニティ防災活動、学校防災教育を普及させていくための能力が向上する。」

指標 1. 国家防災・災害軽減アクションプランの中で、「防災・災害軽減アクションプラン」

「コミュニティ防災」「学校防災教育」の各県への普及のための計画が作成される。

指標 2. 対象県の防災・災害軽減アクションプランの中で、「防災・災害軽減アクションプラン」

「コミュニティ防災」「学校防災教育」の各村への普及のための計画が作成される。

② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

「モデル県・モデル村以外で、防災・災害軽減活動が普及する。」

指標 1. 県防災・災害軽減計画と県防災・災害軽減アクションプランが、プロジェクトの対象県以外の Y (数) の県で作成される。

指標 2. プロジェクトモデル村以外の Y (数) の村で、DDPM 地域事務所・県事務所の支援を受けて、避難計画が作成される。

指標 3. モデル学校以外の Y (数) の学校で防災教育が実施される。

## (2) 成果 (アウトプット) と活動

活動 0 DDPM は日本人専門家と協議し対象地域を選定する。

### ① アウトプット 1

「災害弱者への配慮を含めた防災・災害軽減アクションプランが、国レベル及び対象県の県レベルとローカル・オーソリティレベルで作成される。」

指標 1. 防災・災害軽減アクションプランが、国レベル、対象県の県レベル及びローカル・オーソリティレベル (Xヶ所) で作成される。

活動 1-1 防災計画タスクフォース (以下、防災計画 TF) は、防災計画 TF の活動とモニタリング・評価に係る能力向上計画を作成する。

活動 1-2 防災計画 TF は、防災・災害軽減計画及び防災・災害軽減アクションプラン作成に係る研修を、DDPM の中央本局・地域事務所・県事務所の職員 300 人以上に実施する。

活動 1-3 DDPM の中央本局・対象県事務所職員は、県防災・災害軽減計画を作成又は改訂する。

活動 1-4 DDPM の中央本局・対象県事務所の職員及びローカル・オーソリティの職員は、防災・災害軽減アクションプラン (普及・人員配置・予算確保の方法を含む) を作成する。

活動 1-5 防災計画 TF は、関係諸機関と共に図上訓練を実施し、結果に基づいて県事務所職員と共に防災・災害軽減計画及びアクションプランを改訂する。

活動 1-6 防災計画 TF が普及のメカニズムと情報共有ネットワークの体制を提案し、DDPM がこれを通常業務に組み込む。

### ② アウトプット 2

「DDPM 職員のコミュニティ防災実施促進のためのファシリテータとしての能力が向上する」

指標 2-1. プロジェクトのフェーズ 1 で作成したコミュニティ防災マニュアルとファシリテータガイドが改良され、モデル村で使用される。

指標 2-2. 防災研修教材が改良され、モデル村で使用される。

指標 2-3. DDPM がコミュニティ防災アクションプランを策定する。

活動 2-1 コミュニティ防災タスクフォース (以下 CBDRM TF) は、TF の活動とモニタリング・評価に係る能力向上計画を作成する。

活動 2-2 CBDRM TF は既存のコミュニティ防災マニュアルとファシリテータガイドを改訂する。改訂後のものをモデル村で試用し、最終版を作成する。

活動 2-3 CBDRM TF はコミュニティ防災ファシリテータ養成研修を、DDPM の中央本局・地域事務所・県事務所の職員 300 人以上に実施する。

活動 2-4 研修を受けたモデル県の DDPM 県事務所職員が、県レベルの防災・災害軽減アクションプランを作成し、地元モデル校と連携して、コミュニティ防災活動をファシリテートする。

活動 2-5 CBDRM TF が普及メカニズムと情報共有ネットワークの体制を提案し、DDPM がこれを通常業務に組み込む。

### ③ アウトプット 3

「DDPM の自然災害対応に関する研修カリキュラムが改良される。」

指標 3-1. 自然災害対応（以降、主に洪水対応を指す）に係る DDPM 職員を対象とした研修カリキュラムが1つ以上改良される。

活動 3-1 防災研修タスクフォース（以下、研修 TF）は、研修 TF の活動とモニタリング・評価に係る能力向上計画を策定する。

活動 3-2 研修 TF は他の TF と共に研修ニーズを把握し、防災アカデミーで行われている自然災害対応分野の既存研修コースのカリキュラムを改訂する。

活動 3-3 研修 TF は関連機関と協力して、自然災害対応とコミュニティ防災の研修カリキュラムに対応した、研修モジュールと教材を作成する。

活動 3-4 研修 TF は関連機関と協力して、DDPM 職員に研修を行なうマスタートレーナーを養成する。

活動 3-5 マスタートレーナーは自然災害対応に関する研修を 300 名の DDPM 職員に実施する。

活動 3-6 研修 TF が普及メカニズムと情報共有ネットワークの体制を提案し、DDPM がこれを通常業務に組み込む。

### ④ アウトプット 4

「自然災害に関する防災教育カリキュラムに基づいて、学校防災教育の普及体制が構築される。」

指標 4-1. モデル県の中の 3 校以上が、教育省及びフェーズ 1 のモデル校の支援を受けて、自然災害に関する防災教育を実施する。

指標 4-2. 自然災害多発地域の教員 100 名以上に対し、学校防災教育の研修を提供可能となる。

活動 4-1 防災教育 TF は教育省下の基礎教育委員会事務局（以下、OBEC）と連携して、学校防災教育のモデルカリキュラム（主に洪水）、教科書及び教員向けガイドを改訂する。

活動 4-2 防災教育 TF はモデル学校を選定する。

活動 4-3 防災教育 TF は OBEC 及び DDPM と連携して 40 名のマスター教師を養成し、マスター教師は地元コミュニティとも協力して、防災教育を教える教員を 100 名以上養成する。

活動 4-4 防災教育 TF は OBEC と連携して、モデル校を防災教育の情報センターとして発展させる。

活動 4-5 防災教育 TF は OBEC と連携して、学校防災教育の実施プロセスを見直し、モデルカリキュラムを改訂する。

活動 4-6 防災教育 TF が普及メカニズムと情報共有ネットワークの体制を提案し、DDPM 及び OBEC がこれを通常業務に組み込む。

### 投入（インプット）

#### ① 日本側（総額 約 3.4 億円）

専門家派遣：防災管理計画、防災管理組織、砂防、洪水対策、コミュニティ防災、防災教育研修員受け入れ

プロジェクト実施に必要な経費

② タイ国側（総額 円）

カウンターパート：プロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャー、タスクフォースメンバー、総務・事務担当職員

施設：プロジェクト事務所（DDPM 内）、執務スペース（教育省内）

プロジェクト実施に必要な経費

(3) 外部要因（満たされるべき外部条件）

- ・ プロジェクト目標→上位目標の外部条件：「防災における DDPM の使命及び責任範囲が法律で規定されている状態が継続する。」
- ・ プロジェクト目標→上位目標の外部条件：「アクションプランに記載の人員配置・予算確保等が関係者間で合意される。」

5. 評価 5 項目による評価結果

(1) 妥当性：

タイ国の防災行政における DDPM 機能強化のニーズに対応する必要性、フェーズ 1 で実施した活動の普及のニーズ、及び日本の対タイ国援助政策との整合性から見て、本プロジェクトの妥当性は高い。

DDPM はタイの防災行政の調整を一元的に担う機関として、国家防災・災害軽減法（2007 年 11 月施行）において明示されているが、2002 年に設立された比較的新しい機関であり、フェーズ 1 の成果を独自に国内に普及・展開していくためには普及能力・普及体制の更なる強化が求められる。防災分野における行政体制の性質上、他省庁や地方行政、地方自治体等様々な機関との調整能力も必要となる。本プロジェクトを通じて DDPM の業務実施能力・調整能力の更なる強化を図ることは、DDPM の機能強化ニーズに合致する。

フェーズ 2 においては、フェーズ 1 の活動を踏まえて、タイ全国への普及ニーズがより高まるよう、①活動内容、②対象災害、③対象地域を以下のとおり選定する。

- ① 活動内容：様々な防災活動の基本を成す、「防災・災害軽減計画及びそのアクションプランの策定」、「コミュニティ防災」、「学校防災教育」とする。
- ② 対象災害：現在国会審議中の国家防災・災害軽減計画にてタイで最もハザードが高いとされている洪水を対象とし、タイにおける洪水の種別を網羅すべく、「洪水（比較的水位がゆっくり上昇するもの）」、「鉄砲水（急に発生するもの）」、「土石流（勾配が急峻な地域における礫を含む鉄砲水）」に細分化する。
- ③ 対象地域：モデル県、モデル村は以下のとおり、タイ国内において防災・災害軽減策が早急に必要とされる地域を選ぶ。

<必要条件>

- ①洪水、鉄砲水、土石流災害の被災実績を有し、かつ、それらに脆弱な県及び村
- ②首都バンコク及び他県から交通の便が良い県及び村
- ③森林破壊や都市化等の影響により近年、被災状況が深刻化している県及び村

<十分条件>

- ④県、郡、村それぞれのレベルにおいて、本プロジェクトに対する高いオーナーシップ、意欲、理解を有する県及び村
- ⑤県、郡、村の間に円滑なコミュニケーションが構築できている県及び村
- ⑥県、郡、村それぞれのレベルにおいて、本プロジェクトの円滑な実施のために、十分な要員配置、予算措置が行える県及び村
- ⑦地域において NGO 団体や学生団体等、本プロジェクトのコミュニティ防災で連携可能な有志団体が存在する県及び村

日本政府の「対タイ経済協力計画」（2006年5月）の中で、日本の比較優位のある分野における「社会の成熟化に伴う問題への対応」が協力優先分野とされており、防災対応能力強化への支援はこれに合致する。

(2) 有効性：

本プロジェクトのプロジェクト目標は、防災・災害軽減活動の「普及体制の構築」である。アウトプット1では、防災・災害軽減計画とそのアクションプランを作成し、それらが常に現場の状況と乖離しない現実的なものであるよう、定期的な図上訓練やシミュレーション等により検証を行い、検証結果をもとに計画とアクションプランを改訂するサイクルの確立に努める。

アウトプット2では、コミュニティ防災推進のためのファシリテーターの養成を、アウトプット3では、学校防災教育推進のためのマスター教師の養成を行い、モデル地域における住民・生徒への防災啓発活動を推進する。と同時に、これらモデル地域の活動経験から得られる教訓についても、防災・災害軽減計画とそのアクションプランにフィードバックするサイクルの確立に努める。

さらに、タイ国内における普及体制を構築するためには、モデル地域内外の人材育成が重要となるため、アウトプット3では研修カリキュラムの改良を、アウトプット4では学校防災教育のモデルカリキュラムの作成を行い、モデル地域内外の関係職員を参加させて研修を実施する。こうした研修や、セミナー、スタディー・ツアー等を通じて、行政機関の横（県と県、村と村など）の結びつきの強化を図り、モデル地域の選定を「中央一県一村」単位とすることで、行政機関の縦の結びつきの強化を図り、プロジェクト期間中に直接の対象支援となるモデル地域を超えた、人材育成と経験・情報の共有体制の構築に努める。

また、合計3セット選定するモデル地域の2セット目から順次日本側の関与を軽減していき、プロジェクトの早い段階からタイ側のオーナーシップを醸成していく方針である。

以上の活動を通じて、防災・災害軽減計画とそのアクションプランが常に現状に即したものである体制が構築され、モデル地域内外において継続的な人材育成の体制が構築され、さらにプロジェクト実施の早い段階でタイ側に十分なオーナーシップが醸成されることで、タイ国内への普及に向けた組織体制の強化、活動の定常化、予算の経常化などが行われることとなり、「普及体制の構築」（プロジェクト目標）が達成される見込みは高い。

(3) 効率性：

フェーズ2の活動は、フェーズ1の活動を基に、普及のニーズと妥当性の高い活動（「防災・災害軽減計画とそのアクションプランの作成」・「コミュニティ防災の推進」・「学校防災

教育の推進」)に絞り込まれている。これらの活動は特定の高い専門性や地域性によるものではなく、フェーズ1を通じてDDPM及び教育省内の関係職員に基本的な知識・経験がすでに蓄積されているため、フェーズ1の人材及び成果品等、既存のリソースを有効に活用していくことが可能であり、効率性は高いと見込まれる。

(4) インパクト：

上位目標の目標値はプロジェクト開始後に設定する予定であるが、プロジェクト活動が計画通り実施され、プロジェクト目標である「防災・災害軽減活動の普及を可能にするDDPMの能力向上」が達成されれば、DDPMの中央本局から地域事務所や県事務所に活動が広まり、上位目標である「他の地域への普及」が達成される見込みは大きい。

尚、プロジェクト目標の指標は「国・県レベルの防災・災害軽減アクションプランの中で、普及のための計画が作成される」ことであるが、この「普及のための計画」には中期的な活動計画とそれをブレークダウンした年度計画が含まれており、計画実施に向けた具体的な組織体制・人員配置・予算確保等を記載することとしている。そのため、プロジェクト期間中に「普及のための計画」が関係諸機関で合意されれば、プロジェクト終了後に他の地域においてプロジェクト活動が普及する可能性は高いと見込まれる。

また、本プロジェクトは災害被害の具体的な軽減を最終的な目的とするところ、将来的に災害が発生した場合に、本プロジェクトで開発・改良し普及させた防災・災害軽減活動を実施している地域において、実際に被害が軽減されることが期待される。

(5) 自立発展性：

技術面では、DDPM及び教育省職員は一定の能力を有しており、自立的にプロジェクト活動を実施・継続していける素地を備えている。ただし、現時点でのDDPM及び関連諸機関に共通することとして、部署ごとや職員個人ごとに日本側からの支援を期待する専門分野・技術レベルに多少のばらつきが見られる。そのため、フェーズ2の活動開始にあたっては、各タスクフォースのメンバーを中心として、タイ国内においてDDPMが求められている役割と、その役割を全うするためにDDPMの各行政レベルの職員が有すべき能力・技術レベルについて共通認識を形成するとともに、タスクフォースのメンバーから他のDDPM職員に対して、普及に向けた中・長期的な方向性を明確に打ち出していく必要がある。

人員については、DDPM・教育省共に、中央レベル・県レベルでは必要最小限の職員数及び専門性は存在すると思われる。フェーズ2では、急な人事異動に備えてモデル地域での人材の層を厚くしておくため、また、プロジェクト活動の実施時期に十分な人数の関係者の動員を確保するため、過去のプロジェクト経験を踏まえた現実的な活動計画を検討する。

財政面については、過去の協力経験から鑑みて、タイ側は自らが重要性和必要性を認める活動についてはプロジェクト終了後も予算を確保する傾向にある。フェーズ2の詳細計画策定調査時点において、タイ側予算の積み上げ・申請の準備が既に始まっていることが確認された。

組織面については、国家防災・災害軽減法にDDPMの設立意義と期待される役割が明記されているものの、一部、他省庁・関連諸機関との職務分掌が明確になっていない部分が残っていることや、DDPMが比較的新しい機関であることから、これら他省庁・関連諸機関との協

同が必ずしも容易でないことから、本プロジェクトの活動を実施する中で、DDPM の調整能力をさらに向上させ、職務分掌の明確化と協同体制の強化を図っていくことが非常に重要である。

#### 6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

フェーズ 1 においては、ジェンダー専門家を配置するとともに社会開発・人間の安全保障省の協力を得て、DDPM 職員対象のジェンダー研修を実施した。防災事業においては災害弱者への配慮は必須である。災害弱者には女性・子供・高齢者・障害者・経済的困窮者等様々なカテゴリーがある。フェーズ 2 では、災害弱者への配慮を、国・県及び地域レベルの防災・災害軽減アクションプランの中に盛り込むことにしている（アウトプット 1）。

#### 7. 過去の類似案件からの教訓の活用

本プロジェクトのように関係機関・部署が多岐に亘る案件においては、プロジェクト開始後の早い段階で、活動ごとの責任者、タスクフォースメンバー、実施スケジュールや到達目標等について整理し、関係者間の統一認識を形成することが重要である。

また、行政に対する防災分野での協力を行なう際は、モデル地域にて実際に行政官がコミュニティ防災活動等の現場経験を積むことが重要であり、行政と住民の協同と対話の機会を多く設けることが効果的である。

さらに、普及体制の構築を目指すにあたっては、当該国の中央政府の各省庁の組織体制と役割分担、地方行政の関係機関の組織体制と役割分担を十分に考慮し、予算措置や指揮・命令系統等を把握した上で、現状に即した「普及体制」を検討することが重要である。

#### 8. 今後の評価計画

本プロジェクトの評価は、PCM 手法に基づきタイ国との合同調査により実施する。

- (1) 中間レビュー : プロジェクト開始から 1 年半後を目処に実施予定
- (2) 終了時評価 : プロジェクト終了の 6 ヶ月前を目処に実施予定
- (3) 事後評価 : プロジェクト終了後の 3~5 年後を目処に実施予定